

ハイライト:

- ・個人住民税による住宅ローン控除制度の適用に注意!
- ・平成20年度与党税制改正大綱が発表されました!

2007年12月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
個人住民税による 住宅ローン控除制度	1
平成20年度 与党税制改正大綱	2

12月の声を聞くと、1年があつという間に過ぎ去ってしまったような気分になります。今年も残すところわずかとなりましたが、皆様にとってよき1年であったでしょうか。今号では、新たに手続きが必要となるケースもある個人住民税住宅ローン控除制度等について取り上げてみました。



内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

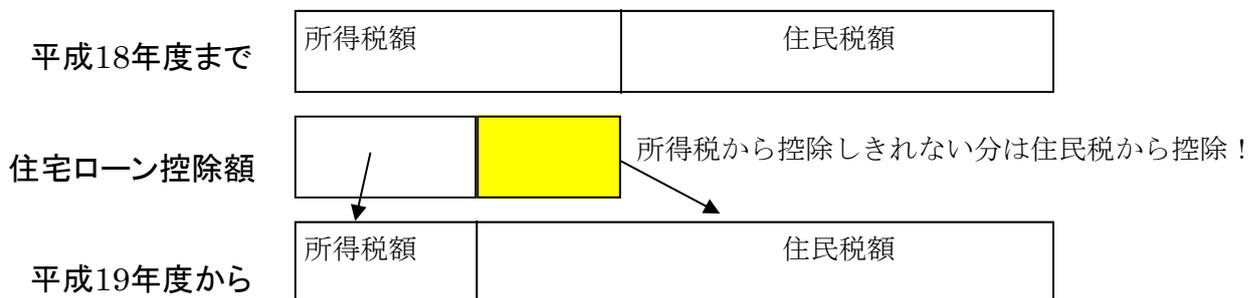
中村 元彦 (東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香(埼玉事務所)

個人住民税による住宅ローン控除制度

国から地方への税源移譲のため、平成19年度から所得税の税率と個人住民税の税率が変更されました。一般的には、所得税率は下がったため、所得税額も減少となり、平成18年度までは控除することができた住宅ローン控除額のうち平成19年度では、控除しきれない金額が発生する可能性があります。この控除することができない金額を、個人住民税から差し引くことで手当しようというのが、個人住民税の住宅ローン控除制度となっています。この制度は平成19年度から新しく適用されるものですので、詳細を解説して参ります。



Q: 誰が適用を受けるのですか?

A: 住宅ローン控除適用者のうち、平成11年から18年までの居住者です。

Q: 適用できるか否かはどうすればわかりますか?

A: 平成19年度分の源泉徴収票の摘要欄の「住宅借入金等特別控除可能額」に記載がある場合、もしくは源泉所得税額が0となっている場合には適用できる可能性があります。

Q: サラリーマンの場合、平成19年度の手続きを自分で行えば、次年度以降は年末調整で個人住民税のローン控除を会社で行ってくれるのですか？

A: 自動的には適用となりませんので、毎年自分自身での手続きが必要となります。

Q: 個人住民税でも全額控除できない場合にはどうなるのですか？

A: 控除できなかった分を繰り越すという制度ではないため、繰越控除はできません。

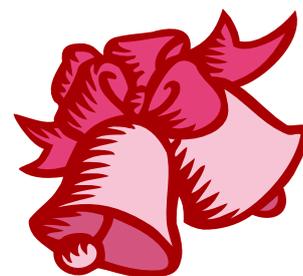
Q: 提出書類と提出先は？

A: 「市町村民税都道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」及び「平成19年度の給与所得の源泉徴収票」をセットにして、居住地の市区町村役所に提出します。書類はお住まいの市区町村役所窓口にありますので、そちらで入手下さい。HPで掲示している市区町村もあります。

Q: 提出期限はいつですか

A: 3月15日までとなっています。(今回は平成20年3月17日(月)まで)期日までにお忘れ無く手続き下さい。所得税での定率減税制度が平成19年度からは無くなりましたので、取り戻せる税額はしっかり手続きしましょう！

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



平成20年度与党税制改正大綱

平成20年度与党税制改正大綱が12月13日に公表されました。

大綱の要点は以下の通りです。

○平成21年度税制改正において事業承継税制の抜本的な見直しを実施

○住宅の省エネ改修促進税制の創設

○上場株式等の譲渡所得に係る税率10%(所得税7%、住民税3%)の適用を平成20年12月31日を持って廃止し、平成21年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)とする。但し、平成21年1月1日からの2年間に限ってはその暦年の上場株式等譲渡所得のうち500万円以下については10%の軽減税率を適用する。

○上場株式等の配当所得に係る配当率10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率を廃止し、平成21年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)とする。但し、平成21年1月1日からの2年間に限っては、源泉徴収税率を10%とする(大口株主を除く)。

○上場株式等の配当所得の申告分離選択課税の創設

○上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算特例の創設

○個人住民税における寄付金税制の見直し(現行の所得控除方式を税額控除方式に変更)

○ふるさと納税制度の創設

なお年明けに出される要綱発表時には若干変更となる可能性もありますのでご注意ください。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp